

目次

1.1. 申請者に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.1v1)
1.2. 応募申請の様式記入・提出資料に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.2v1)
1.3. 耐用年数に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.3v1)
1.4. 応募申請の省エネルギー・CO2削減に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.4v1)
1.5. 採択・交付申請・交付決定に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.5v1)
1.6. 事業実施に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.6v1)
1.7. 補助対象設備に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.7v1)
1.8. 対象事業の要件・補助対象に関する事項：事業メニュー(PCB)	(R2qa_d1.8v1)

1.1. 申請者に関する事項：事業メニュー(PCB) (R2qa_d1.1v1)

Q1	申請者（代表事業者）は誰になりますか	
A1	照明設備の所有者としてください。	
Q2	地方公共団体や地方公営企業は応募できますか。	
A2	中小企業規模相当（※）であれば申請できます。 （※）地方公共団体の場合は職員数が100人以下。地方公営企業の場合は従業員数が100名以下、または業種ごとに規定の従業員数の基準を満たすことが必要。詳細は当協会にご相談ください。	
Q3	医療法人や社会福祉法人も応募できますか。	
A3	中小企業規模相当（※）であれば申請できます （※）医療法人や社会福祉法人の場合は、常時使用する従業員数が100人以下。詳細は当協会にご相談ください。	
Q4	個人事業主は応募できますか。	
A4	申請できます。	
Q5	旅館・ホテルにて、客室照明をLEDに取り換えるにあたって、補助金の応募は可能でしょうか。	
A5	中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条第1項に定める中小企業者に該当し、かつLEDに取り換える照明がPCB使用照明器具であれば、応募は可能です。	
Q6	グループ企業が別々に申請することは可能でしょうか。	
A6	可能です。ただし、中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条第1項に定める中小企業者に該当することが条件となります。	

Q7	同一企業が複数の事業所を持っている場合、まとめて申請することができますか。	
	A7	事業所単位で申請してください。ただし、中小企業支援法(昭和 38 年法律 147 号)第 2 条第 1 項に定める中小企業者に該当することが条件となります。
Q8	同一企業の複数回の申請は可能でしょうか。	
	A8	可能です。
Q9	補助金の申請者が同一で住所が異なる複数の事業実施場所がある場合は、申請を分ける必要がありますか。	
	A9	事業所単位で申請してください。ただし、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画（同一または隣接・近隣区画）にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することも可能です。
Q10	これから既存照明器具の調査をして、PCB が確認された場合、来年度の申請は可能でしょうか。	
	A10	本事業は令和 2 年度の補助事業を交付規程に基づき実施するものでありますので、今年度中の申請をお願いします。
Q11	マンションの管理組合、商店街の組合は応募できますか。	
	A11	当協会にご相談ください。
Q12	PCB 含有安定器付き蛍光灯器具をこれに変わる LED 照明器具への交換工事を完了しました。また、「PCB 廃棄物保管開始届」を行政に届け、「搬入荷姿登録申込」を中間貯蔵・環境安全事業所へ申込、「安定器等・汚染物搬入荷姿登録確認書」を受領しています。このような状況で補助金を申請することは可能ですか。	
	A12	交付決定日より前に実施されたものについては、補助の対象になりません。事前に交付申請書を提出し、審査を受け交付決定通知日以降に、調査・交換を行う必要があります。
Q13	補助金の代理申請は可能ですか。	
	A13	代表事業者から委任を受けた第三者による代理は可能です。この場合、委任状を添付してください。
Q14	問い合わせはメールでとのことですが、複雑な内容のため電話で問い合わせをしたい。	
	A14	原則はメールでの問い合わせですが、メールのみで説明できない場合やメールをご使用いただけない場合等は、電話でのお問い合わせも対応します。 電話でのお問い合わせ先：028-671-1781

1.2. 応募申請の様式記入・提出資料に関する事項：事業メニュー(PCB)

(R2qa_d1.2v1)

Q1	応募申請は不要とのことですが、公募開始後はどうすれば良いのですか。	
	A1	公募開始後、応募申請書ではなく、交付申請書（様式第 1）を提出頂きます。
Q2	交付申請書はいつまでに提出すればよいのですか。	

	A2	公募開始以降、随時受付を行います。締め切りは令和3年1月29日になりますが、令和3年2月28日までに事業が終了することが条件となります。なお、申請状況によっては受付を早期に締め切る場合もありますので、協会ホームページで確認してください。
Q3	申請書一式はどのように提出すれば良いでしょうか。	
	A3	郵送（簡易書留、特定記録など配達記録がわかるもの）で提出してください。
Q4	交付申請書としてどのような資料が必要ですか。また、交付申請までに、特に準備すべき資料はありますか。	
	A4	協会ホームページに掲載する公募要領や公募説明会資料で確認してください。
Q5	各事業対象地域で定められている処分期間までに JESCO への処分委託を行うことが対象事業の要件にあるが、エビデンスとして何か書類の提出は必要ですか。	
	A5	交付申請の段階では、実施計画書の「JESCO との調整」及び「PCB 廃棄物の早期処理の確実性」への記載や、PCB 廃棄物の処分委託の契約締結までの工程表の提出が必要です。また、本補助事業完了後に JESCO への処分委託を行った際には、毎年提出していただく事業報告書に JESCO との契約書の写しを添付してください。
Q6	様式第1別紙2経費内訳について、＜購入予定の主な財産の内訳＞には、何を記入するのでしょうか。	
	A6	[調査事業]：記入は不要です。 [交換事業・調査交換事業]：今回の事業において取得し、資産登録する灯具等で、一品、一組又は一式の価格（材料費に労務費、一般管理費、現場管理費等を加えた合計金額）が50万円以上のものがあれば、その内訳を記載してください。
Q7	様式第1別紙2経費内訳について、補助対象経費に消費税を含めますか。	
	A7	消費税は含めません。
Q8	様式第1別紙2経費内訳には、補助対象外経費も含め、見積書の内容全てを記載すれば良いのでしょうか。	
	A8	所要経費(1)総事業費以外は、補助対象経費のみ記載してください。見積書、または計算書において、その金額の根拠を明示してください。
Q9	様式第1別紙2経費内訳は、どの程度の内容を求められるのでしょうか。「調査費」、「工事費」一行の記載でも問題無いですか。	
	A9	見積書、または計算書の内容に沿って記載してください。補助対象経費を説明する重要な書類になりますので、一行のみではなく、少なくとも交付規程の別表第2に記載の区分・費目・細分に分けて記載してください。また、経費内訳の項目と見積書該当項目の紐付をする番号等を経費内訳の資料欄に記載していただきます。
Q10	様式第1別紙2経費内訳で調査事業の場合、調査に必要な足場の設置・解体に係る費用や高所作業車に係る費用はどのように記入すればよいですか	
	A10	足場の工事費や高所作業車の費用については、照明の調査に係る人件費とは分けて記入してください。
Q11	見積書は原本が必要ですか。	

	A11	コピーを提出してください。原本はお手元に保管してください。
Q12	見積書について、交付申請時に詳細な見積の取得が難しい場合、概算の積算書でも申請できますか。	
	A12	可能ですが、補助対象及び補助対象外が読み取れないなど詳細な内訳が確認できない見積書は不可です。なお、交付申請時は、相見積書の添付は不要です。
Q13	見積書について、既存器具の廃棄処分費や保管費はどのように記載すれば良いですか。	
	A13	廃棄処分費や保管費は補助対象外費用として記載してください。補助対象と補助対象外が区分されていることが必要です。
Q14	交付申請時に照明器具の配置図は必要ないですか。	
	A14	交付申請時には、配置図を添付してください。
Q15	調査交換事業を申請する場合、交換に要する費用は調査結果を待たないと確定しませんが、この場合でも、交換に係る見積書の添付は必要ですか。	
	A15	調査交換事業の場合は、調査を行う照明を全て交換する場合の見積書を取得してください。なお、調査後に個数に変更となった場合はすみやかに様式第5計画変更承認申請を提出してください。
Q16	個人事業主が応募する場合、企業パンフレット、定款、財務諸表がありませんが、申請に際してどのような書類を提出すればよいですか。	
	A16	申請に際しては下記に従い書類を準備してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・定款：印鑑証明書の原本及び個人番号の記載がない住民票の原本（いずれも発行後3か月以内のもの）。 ・財務諸表：税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し。
Q17	自社で作業を行う場合、見積書がなくても良いでしょうか。	
	A17	LED照明器具等の購入品は見積が必要です。（発注時には2社以上の相見積が必要です。）また、自社でまかなう労務費等を請求する場合は、利益を含まない原価であることの根拠資料を見積書の代わりに提出してください。

1.3. 耐用年数に関する事項：事業メニュー(PCB)

(R2qa_d1.3v1)

Q1	交換するLED照明器具の法定耐用年数は何年ですか。	
	A1	建物附属の照明器具の耐用年数は15年です。他の照明器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に従ってください。
Q2	補助対象設備の財産管理に関して、照明器具の法定耐用年数として15年を記載する必要がありますか。	
	A2	建物附属の照明器具は、15年と記載ください。その他の照明器具は減価償却資産の耐用年数に関する政令に従ってください。

1.4. 応募申請の省エネルギー・CO2 削減に関する事項：事業メニュー(PCB) (R2qa_d1.4v1)

Q1	電気使用量の把握について、現行の契約がビル全体の契約であり、照明のみのメーターがないため正確に把握できません。一灯あたりの電力（W）はわかりますが、どのように試算すれば良いですか。	
	A1	一灯あたりの消費電力と点灯時間から電気使用量を算出してください。
Q2	エネルギー削減量に関する記載が無いようですが、削減量に関する応募規定はないのでしょうか。	
	A2	削減量に関する応募規定はありません。ただし、本事業の目的であるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

1.5. 採択・交付申請・交付決定に関する事項：事業メニュー(PCB) (R2qa_d1.5v1)

Q1	補助事業の交付決定はどのように行われますか。	
	A1	審査基準に従い、協会で審査をおこない交付決定を行います。公募要領に審査基準が記載されておりますのでご確認ください。
Q2	採択時期はいつですか。	
	A2	提出頂いた交付申請を順次協会で審査し、合格したものを採択とします。なお、合格者に、メール送信と交付決定通知を郵送します。
Q3	交付決定通知の発行時期はいつですか。	
	A3	交付申請の受付後、速やかに審査をおこない合格したのから順次交付決定通知を発行します。なお、交付決定通知の発行時期の目安は、交付申請の受付後 30 日です。

1.6. 事業実施に関する事項：事業メニュー(PCB) (R2qa_d1.6v1)

Q1	契約相手先の選定について、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどうのことですか。	
	A1	競争入札、もしくは、二者以上による見積り合わせを行ってください。
Q2	契約相手先の選定について、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」が必要なことは認識していますが、諸事情により随意契約とする必要があります。所定の手続きを踏めば随意契約も可能でしょうか。	
	A2	一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は随意契約とすることができますが、事前に選定理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。
Q3	交換事業において、交付決定前に、LED メーカーを決定しても問題無いですか。	
	A3	交付決定前に LED メーカーを決定しても問題ありません。なお、LED 照明器具の購入にかかる契約（発注）日は、交付決定日以降である必要があります。

Q4	調査交換事業で、調査結果により、交付申請時に添付した見積書の変更が必要となった場合はどうすればよいですか。また、様式第 2 変更交付申請書の提出は必要ですか。	
A4	完了実績報告書提出時に変更となった見積書を添付してください。また、補助金所要額が変更となる場合は、経費所要額精算調書に変更後の所要額を記入ください。ただし、交付決定時の補助金の額を超えることはできませんので注意してください。また、様式第 2 変更交付申請書の提出は不要です。	
Q5	調査交換事業で、PCB 使用の照明器具の台数が調査前の予定台数と調査後の台数に相違があった場合、どうすればよいですか。	
A5	調査前の予定台数と調査後の台数に相違があった場合は、すみやかに様式第 5 計画変更承認申請を提出してください。	
Q6	実績報告書提出までに、「PCB 特別措置法に基づく都道府県市への届出を完了すること」とありますが、間に合わない場合はどうすればよいですか。	
A6	実績報告書提出までに間に合わない場合は、実績事業工程表に届出の予定を記入してください（予定は遅くとも事業報告書提出以前とすること）。 また、令和 4 年 4 月提出の事業報告書に届出書のコピーを添付してください。	
Q7	補助金は、いつ受け取ることができますか。	
A7	まず、工事完了後 30 日以内又は令和 2 年 3 月 10 日のいずれか早い方までに完了実績報告書を提出頂きます。続いて、協会における審査・補助金の額の確定を受け、それに基づいて作成した精算払請求書を提出頂いた後、支払われます。	
Q8	交換事業または調査交換事業で交換した既設照明器具の安定器について、JESCO で実際に処分を行った際に PCB の使用が確認されなかった安定器があった場合は、どうすればよいですか。また、補助金の返納等がありますか。	
A8	事業報告書にて報告してください。なお、補助金の一部返納が発生する場合がありますので、PCB の使用については事前に十分な調査、確認を行いつつ、都道府県市に対して PCB 特措法に係る届出を行ってください。	

1.7. 補助対象設備に関する事項：事業メニュー(PCB)

(R2qa_d1.7v1)

Q1	調査事業において、調査に必要な足場の設置・撤去や高所作業車での作業に係る費用は補助対象ですか。	
A1	補助対象に含まれます。	
Q2	LED 照明器具への経年劣化した既存の配線や配線器具などの交換や LED 照明器具の取付金具は補助対象になりますか。	
A2	経年劣化した既存の配線や配線器具などの交換は補助対象外になります。LED 照明器具の取付金具は補助対象になります。	

1.8. 対象事業の要件・補助対象に関する事項：事業メニュー(PCB)

(R2qa_d1.8v1)

Q1	届出や登録等に関して、満たすべき条件はありますか。	
A1	<p>下記の3つの条件がすべて満たされていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PCB 特別措置法第 19 条において準用する第 8 条に基づく都道府県市への届出を、実績報告書の提出日までに完了すること。 2. JESCO への登録については、調査事業のみの場合は予備登録を、交換事業のみの場合又は調査交換事業の場合は予備登録又は搬入荷姿登録を、実績報告書の提出日までに完了すること。 3. 各事業対象地域で定められている処分期間までに JESCO へ処分委託契約を締結すること（ただし、事業者に責めない事由によって遅れた場合はこの限りではない）。 <p>※各事業対象地域で定められている処分期間は、環境省のポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト (URL : http://pcb-soukishori.env.go.jp/) にて確認ください。</p>	
Q2	調査事業及び交換事業と調査交換事業との違いはなんですか。	
A2	調査交換事業は 1 回の交付申請で、調査と交換を併せて行う事業です。	
Q3	調査事業の調査対象範囲に制約はありますか。	
A3	公募要領に示す要件を満たす建物において、現在使用中であり、かつ PCB 含有の可能性のある照明器具が調査対象の範囲となります。	
Q4	調査事業において、調査の結果 PCB 使用の照明器具が発見されなかった場合は、補助されないのですか。	
A4	調査の結果、PCB 使用の照明器具が発見されなかった場合でも、調査費は補助対象となります。	
Q5	調査事業において、調査の結果 PCB 使用の照明器具が発見された場合は、どうすればよいですか。	
A5	都道府県市に対して PCB 特措法に係る届出を行い、JESCO への予備登録を速やかに行ってください。またその後、速やかに JESCO への処分委託を実施してください。	
Q6	本調査事業に併せて、PCB 使用器具の有無に係る調査以外の調査を実施することは可能ですか。	
A6	可能ですが、本調査事業以外の調査に係る費用は補助対象外となります。	
Q7	交換される古い照明器具そのものに条件はありますか。	
A7	照明器具に付属している安定器に PCB が含まれていることが条件です。調査事業等により銘板情報を確認するか、メーカーに問い合わせるなどにより、PCB が含まれることを確認してください。	
Q8	安定器の銘板の劣化等により情報が確認できず、メーカーに問い合わせてもわからない場合はどうすればいいですか。	
A8	銘板が見えないことを確認できる写真と製造年や力率計算の結果の資料を添付するようにしてください。	
Q9	取り外し済みで保管している照明器具は補助対象になりますか。	
A9	現在使用中の照明器具が対象です。取り外し済みで保管しているものは補助対象にはなりません。	
Q10	新たに設置する照明器具の条件はありますか。	

A10	交換する照明器具が LED 器具であること（ただし、ランプのみの交換は対象外）。また、導入する LED 照明器具がグリーン購入法に係る基本方針に示されている LED 照明器具の判断の基準等を満たしていること。（ただし、防爆照明器具はこの限りではない。）低圧ナトリウム等器具（トンネル用等）を LED 照明器具に交換する場合グリーン購入法に係る基本方針別記 2 1. に示されている道路照明（LED 道路照明）と同程度の基準を満たしていること。 交換前の照明器具の種類から LED 照明器具に交換する場合の条件は、公募要領の P 6～8 を参照下さい。
Q11	水銀灯など、安定器が別置の照明器具を交換する場合、ランプのみの交換という認識で補助の対象から外れるのでしょうか。
A11	別置き電源ユニットを持ち、ランプと共に交換する照明器具は、補助対象となります。
Q12	リース物件も対象となるのでしょうか。
A12	対象になります。リース会社が代表事業者となって申請してください。
Q13	特定の機種について、補助対象とできるかどうか相談したい。
A13	照明器具メーカー等に問合せ対象事業の要件に適合していることを確認した LED 照明器具を、補助対象として申請してください。
Q14	PCB 使用照明器具を含めば、設置されている全照明器具が補助対象となりますか。
A14	PCB 使用照明器具の取替えのみが対象であり、それ以外の照明器具は補助対象にはなりません。
Q15	交換は、既存照明器具照度を変更しても対象になりますか。
A15	取り換える照明器具が対象事業の要件を満たしていれば、特に照度の変更は問いません。ただし、照度を上げる等の為に LED 照明器具の台数を追加する場合は、追加分は補助対象外となります。
Q16	本事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めても問題ないですか。
A16	プレート等作成費及び貼付の費用については補助対象とはなりません。
Q17	既設灯具の処分費や社内保管場所への運搬費は補助対象経費に含まれますか。
A17	補助対象経費には含まれません。
Q18	安定器を照明器具から取り外す作業は、補助対象経費に含めることができますか。
A18	交換工事と一連の作業で安定器の取り外しを行う場合は、工事費として補助対象経費に含めることができます。
Q19	PCB 廃棄物の運搬費用や処理費用は補助対象経費に含まれますか。
A19	補助対象経費には含まれません。
Q20	LED 灯具代を補助対象経費とすることはできますか。

	A20	PCB 使用照明器具の取替え用の LED 灯具代は補助対象経費となります。
Q21		PCB 使用照明器具の正確な台数を把握するための調査費は、補助対象経費に含めることができますか。
	A21	調査事業または、調査交換事業として申請すれば、交換に必要な調査費は補助対象経費となります。なお、交換事業の場合は、調査費は補助対象外です。
Q22		交換する照明器具の照度の関係で、交換前後で個数が異なるケースが考えられますが、この場合の取り扱いはどのようなになるでしょうか。
	A22	あくまで既設の PCB 使用照明器具の代替として設置する照明器具数で申請してください。増加する個数は補助対象外として申請してください。
Q23		PCB を含まない照明器具も併せて工事をする場合、PCB を含む照明器具の更新工事と含まない照明器具の更新工事の見積を区別したうえで工事を進めるということでしょうか。
	A23	補助対象の PCB 含有の照明器具交換に関する経費と補助対象外の PCB 不含の照明器具交換に関する経費を明確に区分した見積を基に交換作業を進めてください。
Q24		交換事業において建物に附属しない照明は、補助対象となりますか。
	A24	補助対象となります。なお、調査事業は建物に附属する照明設備のみが補助対象となります。
Q25		調査交換事業で、調査の結果 PCB 使用の照明器具が発見されなかった場合は、補助対象となりますか。
	A25	調査費用のみ補助対象となります。交換費用に関しては、すみやかに様式第 5 計画変更承認申請を提出していただきます。
Q26		既設の照明を交換する際、設置場所の変更は可能でしょうか。
	A26	同一建屋内であれば設置場所の変更は可能ですが、交換に伴う設備費と労務費のみが補助対象になり、設置場所の変更に伴う工事費（追加の配線材料費・労務費、既設の穴埋め補修費、変更場所の穴あけ費等）は補助対象外になります。
Q27		PCB 含有の確認はどうすればいいのですか。
	A27	照明器具のメーカー・型式・製造年等を確認して、メーカーに PCB 含有の判別を問い合わせてください。一般社団法人 日本照明工業会の次のウェブサイトに参加になる詳しい情報が掲載されているのでご確認ください。 URL : https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm